

第 8 5 号議案

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

常時勤務を要する再任用職員の増加等及び市立芦屋病院の診療機能を充実させるための医師職等の確保並びに救急・火災に対する出動体制を充実させるための消防職員の確保に伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号を次のように改める。

(3) 消防本部及び消防署

第2条第2号中「496人」を「530人」に改め、同条第4号中「240人」を「250人」に改め、同条第5号中「44人」を「49人」に改め、同条第6号中「132人」を「122人」に改め、同号ア中「52人」を「48人」に改め、同号イ中「80人」を「74人」に改め、同条第10号中「95人」を「115人」に改め、同条第11号中「1,070人」を「1,129人」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（定数外の職員）

第4条 併任された職員（任命権者を異にする他の事務部局の職員で、その職にあるまま他の職に任命されたものをいう。）の他の職の数及び公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員数は、定数の外に置くものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市職員定数条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

常時勤務を要する再任用職員の増加等及び市立芦屋病院の診療機能を充実させるための医師職等の確保並びに救急・火災に対する出動体制を充実させるための消防職員の確保に伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 職員の定数を次のとおりとする。（第2条関係）

	改正案	現行	増減
ア 議会の事務部局の職員	8人	8人	
イ 市長の事務部局の職員	530人	496人	34人
ウ 水道事業の事務部局の職員	43人	43人	
エ 病院事業の事務部局の職員	250人	240人	10人
オ 教育委員会の事務部局の職員	49人	44人	5人
カ 教育委員会の所管に属する学校及び 学校以外の教育機関の職員	122人	132人	△10人
(ア) 幼稚園の園長及び教員	48人	52人	△4人
(イ) その他の職員	74人	80人	△6人
キ 選挙管理委員会の事務部局の職員	6人	6人	
ク 公平委員会の事務部局の職員	3人	3人	
ケ 監査委員の事務部局の職員	3人	3人	
コ 消防職員	115人	95人	20人
サ 合計	1,129人	1,070人	59人

(2) 併任された職員（任命権者を異にする他の事務部局の職員で、その職にあるまま他の職に任命されたもの）の他の職の数は、定数外とする。（第4条関係）

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成28年4月1日。ただし、2(3)の一部の規定は、公布の日